



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 条例

\*1 和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例 (医務課)

#### 公布された条例のあらまし

#### ◇和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

##### 1 条例概要

地域が抱える医療課題を解決するための施策を推進し、医療機能の強化、医療従事者の確保等を図るため、和歌山県地域医療再生臨時特例基金を設置しました。

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

## 条 例

和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 8 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 1 号

和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 地域が抱える医療課題を解決するための施策を推進し、医療機能の強化、医療従事者の確保等を図るため、和歌山県地域医療再生臨時特例基金 (以下「基金」という。) を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。